

定 款

靜 甲 株 式 會 社

定 款

静甲株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、静甲株式会社と称する。

英文では SEIKO CORPORATION と表示する。

(本店の所在地)

第2条 当会社は、本社を静岡県静岡市に置く。

(目的)

第3条 当会社の事業目的は、下記のとおりとする。

- 1 自動車及び特殊車両並びに同用品類の販売修理
- 2 計量器及び度量衡の販売
- 3 内燃機関・荷役運搬機械・土木建設機械及び附属品の販売並びに修理
- 4 電気機械器具及び事務用機械の販売修理並びに附属工事
- 5 産業機械及び諸機械器具の製作販売並びに輸出入
- 6 包装・荷造機械装置及び同関連機械の製造販売並びに輸出入
- 7 包装機械及び同関連機械器具の組立、据付、修理、定期点検、保守、整備の工事並びに請負
- 8 鍛工品及び金型・同部分品・附属品の製造販売並びに輸出入
- 9 不動産の賃貸
- 10 倉庫業
- 11 車両・産業機械・機械設備・その他各種物品のリース並びにレンタル
- 12 空調設備、冷凍冷蔵設備工事等の管工事の請負施工並びに修理
- 13 土木・建築請負業
- 14 有料駐車場の経営
- 15 労働者派遣事業
- 16 あき缶の自動選別回収機の製造販売
- 17 一般・産業廃棄物処理装置の製造販売
- 18 一般・産業廃棄物処理事業
- 19 脱臭機器、消臭機器、空気清浄機器及び空中細菌集取器の製造販売並びに輸出入
- 20 情報通信機器の販売、取付及び修理
- 21 建物内外の清掃業務
- 22 有価証券の保有・運用及び売買
- 23 旅客自動車運送事業

24 前各号に附帯する一切の業務

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,920万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定により請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から 3 月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合隨時招集する。

- 2 株主総会は、静岡県静岡市またはその隣接地、静岡県三島市のいずれかにおいて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長にさしつかえのあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社は、取締役11名以内を置く。

(選任方法)

第20条 取締役は株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名及び、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長にさしつかえのあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- 3 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、取締役及び監査役全員の同意ある場合はこの限りでない。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定できる契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 27 条 当会社は、監査役 4 名以内を置く。

(選任方法)

第 28 条 監査役は株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の決議方法)

第 31 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもつ

て行う。

(監査役会の招集)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各監査役に対して発する。ただし、監査役全員の同意ある場合はこの限りでない。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 34 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定できる契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 35 条 会計監査人は株主総会において選任する。

(任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第 37 条 当会社は、取締役会の決議をもって、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2 顧問及び相談役の任期は、取締役の任期と同一とする。

第8章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

以上

平成2年6月18日 一部改正
平成3年6月27日 一部改正
平成4年6月26日 一部改正
平成5年6月29日 一部改正
平成6年6月29日 一部改正
平成7年6月29日 一部改正
平成8年6月27日 一部改正
平成10年6月26日 一部改正
平成14年6月27日 一部改正
平成15年6月27日 一部改正
平成16年6月29日 一部改正
平成18年6月29日 一部改正
平成21年6月26日 一部改定
平成21年8月3日 一部改定
平成22年1月5日 一部改定
平成24年6月27日 一部改定
平成26年6月26日 一部改定
平成27年6月26日 一部改定
平成28年6月28日 一部改定
2022年6月24日 一部改定